

# 年金基礎講座 15 最終回

総務部人事・労務担当  
鈴木担当課長

平成22年家計調査(総務省統計局)によれば、  
高齢者(60歳~)夫婦世帯の支出は、月額約27万円。  
当社従業員の年金額事例については第13回(200秋号)で  
ご紹介しましたが、今回は年金額を  
増やすワザ(?)をご紹介します。



## 年金額を増やしたい場合の方法あれこれ

### 年金 方法その① 国民年金の任意加入

国民年金の加入期間は20歳から60歳になるまでなので、60歳になって会社を退職した場合は、以後国民年金保険料も厚生年金保険料も払う必要はありません。

ただ、60歳になったときに公的年金の保険料  
払込済期間が40年未満だった場合は、40年に近

づけるために60歳以後で65歳になるまでは、国民年金に任意加入して保険料を払い続けることができます。もちろん、加入期間が増えれば年金額も増加します。

学生時代に国民年金保険料を払っていなかった人は、考えてみてもいいかも。

### 年金 方法その② 付加保険料制度の利用

毎月支払う保険料を400円増やすことによって、年金額を保険料支払期間1年について月額200円増額させる制度です。

たとえば、付加保険料を5年間払えば年金額が1,000円増加します。この場合、支払う付加保険料総額は24,000円ですから、2年間年金を受け取れば保険料分の元がとれ、以後は受取り超過になるというちょっとうれしい制度です。

この制度が利用できるのは、国民年金の第1号被保険者期間と①で紹介した任意加入期間だけ

なので、厚生年金保険に加入している当社の現役従業員やその配偶者で第3号被保険者になっている人は利用できません。

当社従業員が利用するとすれば退職後ですが、国民年金保険料本体を払わずに付加保険料だけ払うことはできません。また、第3号被保険者である配偶者が60歳になったときに公的年金加入期間が通算40年に満たない場合も、この制度を利用することができます。年金額をちょっと増やしたいときにお手軽な制度です。

### 年金 方法その③ 国民年金基金

国民年金の第1号被保険者は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を払い続けても、年金額は月額66,000円程度です。

「これでは少ない、老後に備えて年金をもっと増やしたい」と考える人のために、60歳になるまでは国民年金の他に国民年金基金という制度を利用できます。ただし、②の付加保険料同様、当社現役従業員は利用できません。また、付加保険料制度と国民年金基金の同時利用はできません。

国民年金基金の場合、加入は口数制で、年金額や給付の型は自分で選択できます。掛金月額、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別

によって決まります。

掛金上限は月額68,000円です。

#### 【最新情報】

昨年(平成23年)8月に年金確保支援法が成立し、従来60歳になるまでだった国民年金基金の加入期間が、65歳になるまでに延長されることになりました。実施は平成25年4月から(予定)です。

65歳前に当社を退職し、①で紹介した「国民年金の任意加入」ができる状態ならば、任意加入とともに国民年金基金に加入して年金額を増やすことができるようになります。

### 年金 方法その④ 個人年金保険

自分で生命保険会社と契約して将来受け取る年金を積み立てるといったもの。

個人年金保険の保険料は、年間8万円(平成23年までに契約した保険については年間10万円)までは、所得税・住民税の計算上、所得控除を受けら

れるので、節税と年金額増額のために加入を検討するのもいいでしょう。

保険料の水準を知る参考資料として、明治安田生命に見積書(商品名『年金ひとすじ』)を作ってもらったところ、次のようになりました。



平成19年から約4年間にわたり連載した「年金基礎講座」も今号で  
いったん最終回を迎えます。長い間、ご愛読ありがとうございました。

今までの「年金基礎講座」15回分は、当社ホームページのトップページ  
左下「従業員専用」から閲覧できます。また、冊子(手作りですが…)で  
欲しい方がいらっしゃいましたら、まとめてPALMATE編集担当(関)  
からお送りしますので、お気軽にご連絡ください。

mseki@parker.co.jp または ☎03-3278-4308

#### 契約条件

契約者性別 ⇒ 男子  
保険料払込期間 ⇒ 20歳~59歳の40年間  
年金年額 ⇒ 約80万円

保険料月額 明治安田生命見積書(商品名『年金ひとすじ』)

- ① 60歳から給付の10年確定年金の場合  
約 13,000円
- ② 60歳から給付の10年保証期間付き終身年金の場合  
約 30,000円